東奥信用金庫

インボイス制度(適格請求書等保存方式)に関する当金庫の対応について

2023年10月1日から「インボイス制度」(適格請求書等保存方式)が開始され、お客さまが各種手数料をお支払いいただいた場合は、当金庫がお客さまに交付する適格請求書(インボイス)に基づき、消費税の仕入税額控除を受けることができます。

当金庫のインボイス対応につきましては、下記のとおりの対応とさせていただきますのでご 案内いたします。

なお、インボイス制度は消費税の課税事業者の方を対象としたものであり、一般消費者の方は対象外となります。

- 1. 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号 東奥信用金庫 T9420005004417
- 2. 営業店の窓口で各種手数料をお支払いいただく場合
 - (1) 領収書の発行について

営業店の窓口において、現金・小切手・払戻請求書等により各種手数料(両替手数料等) をお支払いいただいた場合は、原則としてインボイスの要件を満たした「領収書」を発行 いたします。

(2) 振込手数料について

窓口備え付けの「振込・送金取組依頼書」、または「総合・給与・賞与振込依頼書」をご利用いただいた場合は、インボイスの要件を満たした「振込金受取書」を発行いたします。 詳しくは各営業店までお問い合わせください。

3. 各種手数料を口座振替でお支払いいただく場合

預金口座から口座振替により、各種手数料(法人インターネットバンキング基本料等)を お支払いいただく場合は、インボイスの要件を満たした「手数料取引明細表(インボイス)」 DMを月次で作成し、お客様に交付いたします。

詳しくは各営業店までお問い合わせください。



4. ATM・両替機でのお取引について

ATM および両替機でのお取引については、インボイス交付義務が免除される自動販売機特例の対象となり、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

したがって、ATM・両替機から出力されるご利用明細等につきましては、インボイス制度に対応した様式改定は行いませんのでご了承願います。

5. インボイスの重複発行について

当金庫が発行する「インボイス管理票」や DM につきましては、発行する時期が異なることや、抽出する条件が重なる場合がある等の理由で発行済みのインボイスと重複する場合があります。つきましては、実際にお支払いされた「領収書」や「通帳」等と合わせてご確認いただきますようお願いいたします。

6. 当金庫に対するインボイスのご提出について

インボイス制度開始以降、当金庫がお客さまから商品を購入またはサービスの提供を受け、 当金庫が消費税を含む代金(対価)をお支払いする場合、お客さまが適格請求書発行事業者 の登録を受けているときは、当金庫に対してインボイスの提出をお願いいたします。

以上

